

海外遺伝資源の利用の際の アクセス情報とJBAの支援

JBAオープンセミナー(東京)
2010年11月18日
(財)バイオインダストリー協会

= 目次 =

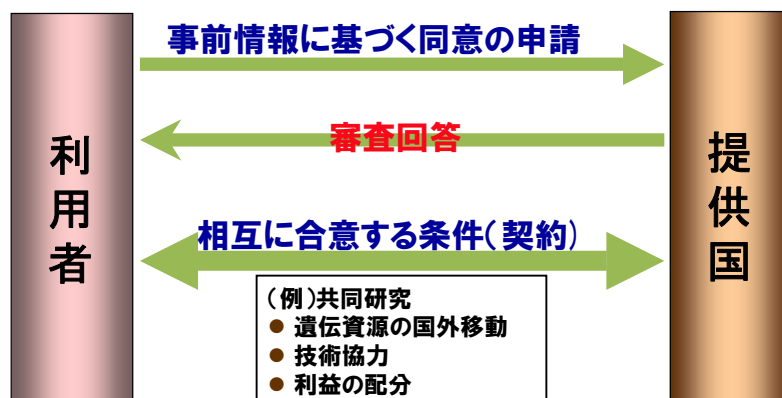
1. 遺伝資源アクセス・ルールの重要ポイント
2. 「遺伝資源へのアクセス手引」
3. 海外遺伝資源アクセスを支援するためのJBAの活動

1. 遺伝資源アクセス・ルールの重要ポイント

生物多様性条約第15条 遺伝資源へのアクセスと利益配分

- 遺伝資源に対する原産国の主権的権利
- 提供国(原産国)と利用者間での事前同意
- 利益は相互に合意する条件で配分

生物多様性条約第15条(遺伝資源へのアクセスと利益配分) 利用者と提供国の二者間交渉



生物多様性条約第8条(j)項 伝統的知識(TK)の尊重

- 原住民、地域社会のTKを尊重する
- TKの利用がもたらす利益の衡平な分配を奨励する

留意事項

- 遺伝資源と伝統的知識に対して適用される
- 商業用にも、学術研究にも適用される
- カルチャー・コレクション、植物園等の保存機関の資源にも適用される
- 遺伝資源を直接収集しない場合(仲介者経由で入手)でも影響を受けることがある

各国のABS国内法の整備

ABS国内法を策定している国はCBD加盟国193カ国の内、約10%とされる。


- インド、エチオピア、ケニア、コスタリカ、タイ、パナマ、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、マラウイ、マレーシア(サラワク州、サバ州)、南アフリカ、等
- 豪州(連邦政府、Queensland州、北部準州)、ノルウエー、

ボン・ガイドライン

- CBDに基づく任意の国際ガイドライン
- 1998年に審議開始、2002年、COP6で採択
- 目的：
ABS国内法策定、利害関係者(資源提供者と利用者、原住民・地域社会)のための多目的な指針
- JBA仮訳：
<http://www.mabs.jp/archives/bonn/index.html>

先進国企業・大学・研究機関等への糾弾： “バイオパイラシー問題”

- NGOsが「バイオパイラシー」として、先進国企業・大学・研究機関などを糾弾
- 途上国政府によるクレーム

 情報の収集：
特許出願情報や年次報告書等

バイオパイラシーとは何??

- 生物多様性条約の原則に従わない行為?
- 資源国の国内法令に従わない行為?
- 契約に違反する行為?
- 知的財産権を出願すること?
- 他に?・・・大航海時代の資源の収奪??



共通の理解がない

2. 遺伝資源のアクセス手引

手引作成の背景

- 遺伝資源利用者にとっての難題
 - * アクセス手続きが不透明
 - * 提供国：厳しいアクセス規制の主張
- 遺伝資源提供国の矛盾
 - * 「遺伝資源へのアクセスがなければ、配分されるべき利益もない」



↓

遺伝資源の提供者と利用者の双方にとって、何も生み出さない!

「遺伝資源へのアクセス手引」 基本的考え方

海外遺伝資源にアクセスする際には、まず、

- 提供国の国内法の遵守
提供国が定めている国内法令、行政措置等に従うことが大前提

国内法、行政措置等がない場合には、

- CBD、ボン・ガイドライン推奨のルール
契約交渉の際にはCBDやボン・ガイドラインで推奨されているルールが重要な意味を持つ

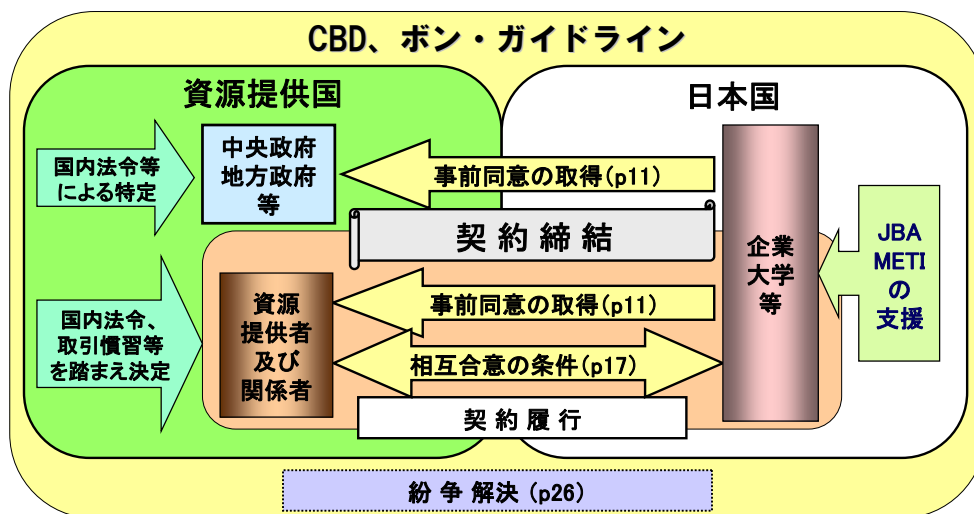
「遺伝資源へのアクセス手引」

利用者のための解説

- CBD関連条項や国際的に議論されている主なポイントを解説
- トラブルを避ける事例を掲載

— 遺伝資源へのアクセス手引 (7ページ) —

アクセスと利益配分の各ステップ



3. 海外遺伝資源の利用に関するJBAの支援活動

ブックレット等の出版とCBD-ABSの理解促進

- 1999年:
「遺伝資源アクセスに関するガイドブック」
- 2000年:
「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する方針」
- 2002年:
「ボン・ガイドライン」日本語訳
- 2005年:
「遺伝資源へのアクセス手引」
- 2009年
「もう一つの生物多様性のおはなし
-Win-Winな関係-」



JBA 本資料の無断複製、転載、改変禁止

15

JBAの支援活動

- 遺伝資源アクセス情報提供
 - ・ 専用website(<http://mabs.jp/>)
 - ・ オープンセミナー
- 相談窓口の開設
 - ・ アドバイスを無料&守秘で提供
- 海外アクセスルートの開拓
 - ・ 2国間ワークショップ
 - ・ 現地調査
- 国際交渉への参加
 - ・ ABSタスクフォース
 - ・ 国際交渉会議への参加

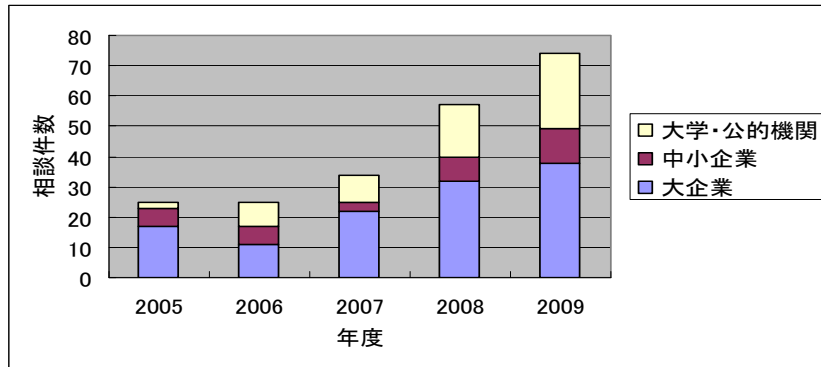


JBA 本資料の無断複製、転載、改変禁止

16

相談窓口

■ 相談件数の推移



(2005～09年度の合計215件、2010年度は10月末で62件)